

豊橋市障害者自立支援協議会 全体会 会議録

名 称	令和5年度 第2回 豊橋市障害者自立支援協議会 全体会
日 時	令和5年9月28日(木) 13時30分～15時00分
場 所	豊橋市役所東館8階 東85会議室 及び Web会議 (Zoom)
事務局職員	相談支援センター木もれ陽 (阿部)、あいびっと豊橋 (新井)、たまも荘障害者生活支援センター (鳥居)、発達・就労相談支援センターFLAT (中村)、あかね荘障害者生活支援センター (鈴木)、とよはし総合相談支援センター (島・浅井・鍋藤・鈴木佐)、豊橋市役所障害福祉課 (土屋・加藤・野々村・石黒)
出席委員	椋山女学園大学 (手嶋)、さわらび会玉藻荘 (黒柳)、さわらび会あかね荘 (光部)、岩崎学園 (松下)、豊橋市福祉事業会 (杉浦)、さざなみ (杉本)、豊橋障害者 (児) 団体連合協議会 (山下・野口)、とよはし総合相談支援センター (鈴木陽)、東三河南部障害保健福祉地域アドバイザー (江川)、豊橋公共職業安定所 (菊地)、豊橋障害者就業・生活支援センター (安藤)、豊橋市社会福祉協議会 (古川)、豊橋市民生委員児童委員協議会 (亀山)、豊橋市医師会 (大滝)、豊橋特別支援学校 (天野)、豊川特別支援学校 (石川)、くすのき特別支援学校 (岩倉)、豊橋豊学校 (中野)、教育部教育政策課 (朝倉)、こども発達センター (山口)、こども未来部保育課 (中木)、健康部健康増進課 (中田)、福祉部長寿介護課 (木佐貫)、障害部障害福祉課 (森高)
出席者	出席者25名、事務局13名、計38名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議開催状況について 2. 各専門部会の活動状況報告と協議事項について <ul style="list-style-type: none"> <報告> (1) 生活支援専門部会 (2) 就労支援専門部会 (3) こども支援専門部会 3. 医療的ケア児者移動支援事業の実施状況について 4. 障害者施設における一般就労への移行状況について (令和4年度実績) 5. 障害者福祉基本計画・障害者 (児) 福祉実施計画の進捗状況について <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者福祉基本計画・障害者 (児) 福祉実施計画の概要 (2) 計画期間について (3) 計画策定スケジュールについて (4) 障害者福祉基本計画 (現行) の評価について【基本計画】 (5) アンケート調査の実施について【基本計画・実施計画】 (6) 障害者福祉基本計画の基本理念と計画の体系について【基本計画】

	<p>(7) 障害者福祉基本計画の主要事業一覧について【基本計画】</p> <p>(8) 国の基本指針における成果目標について【実施計画】</p> <p>(9) 第7期障害者福祉実施計画の成果目標(案)【実施計画】</p> <p>(10) 第3期障害児福祉実施計画の成果目標(案)【実施計画】</p> <p>(11) 第7期障害者福祉実施計画 サービス見込量(案)【実施計画】</p> <p>(12) 第3期障害児福祉実施計画 サービス見込量(案)【実施計画】</p>
<p>今回の課題</p>	<p>1 会議開催状況について 資料1参照 (障害福祉課 野々村氏より説明)</p> <p>【意見等】 特になし</p> <p>2 各専門部会の活動状況報告と協議事項について</p> <p><報告></p> <p>(1) 生活支援専門部会 (生活支援専門部会 部会長 阿部氏より説明) 資料2-1参照</p> <p>(2) 就労支援専門部会 (就労支援専門部会 部会長 新井氏より説明) 資料2-2参照</p> <p>(3) こども支援専門部会 (こども支援専門部会 部会長 鳥居氏より説明) 資料2-3参照</p> <p>【意見等】</p> <p><u>生活支援専門部会</u></p> <p><u>事前意見</u></p> <p>・協議事項の欄に、統合、継続、新規など書いてあるが、1番の統合はどういった意味なのか。</p> <p>➡昨年度まで、重層的支援体制、地域生活支援拠点、地域移行に関する内容がそれぞれ独立して協議事項として書かれていたが、それぞれの支援体制が統一機関の取り組みが多いため、今年度具体的に取るため統合した。</p> <p><u>会場での意見</u></p> <p>・支援体制の充実に向けての категорияでここに重層の話とか地域共生の話が含まれているが、内容としてどちらかというと相談支援体制の話が主だったような気がする。障害を持った方々を基点にしながらも横断的に様々な課題が発生し、まさに重層的支援体制や地域共生など考えた時、この横断的課題をどこで議論していたのか、もしくはこの先考えていく予定があるのか、どちらかというと障害福祉固有の課題に対応していく部会であって、障害のある方たちにとっても暮らしやすい町を作っていくんだという議論をするのがこの自立支援協議会だと認識していたので、その辺がない感じがするのでどのように考えているのか。介護の問題、子供の問題、障害の問題、保育の問題、横断的な課題が出た時にどこがどういう風にアクションを起こしていたのか、情報共有のためにオブザーバーが参画されているのかどうかの体制が見えてこないがどうなのだ。</p>

➡重層的支援体制はじめ包括的なケアシステムなどは、介護保険の方が進んでいる状況で障害分野は遅れをとっているが、介護保険を見習って整備を進めている状況と感じている。国から地域包括システムや重層的支援体制を整えるよう言われているのと、豊橋市が課題と感じている横断的なつながりという部分は乖離しているのが現実なのと、実際横断的となると役所の各課が違くと連携調整が難しいと感じており、そこがスムーズに出来ていないところは実感している。どういう場で話し合っているかというところ例えばケアマネージャーの茶話会にこちらが参加したり、障害福祉分野の会議等にケアマネさんに参加していただいたり、県社協の地域生活包括システムといった方々にも参加していただいて横断的な支援というのも始めてはいるが、まだ形になっていないのが現実である。

就労支援専門部会

事前意見なし

会場での意見

- ・合理的配慮の義務化が始まるが、このまま福祉のサービスだけでなく町づくりのために経済界の各団体などと協力して各企業(社会福祉事業者も含む)の合理的配慮の体制をどうしていくのかという議論はされていかないのか。
 - ➡合理的配慮については今後の検討事項としてしっかりと考えていきたい。町づくりということだが、中小企業の豊橋市の同友会さんが、コロナ前に合理的配慮をふまえて、実際の企業と障害者を集めて働く場の機会を通じて障害者の理解を深めていこうといった取り組みをしたということを耳にしたことがある。今後は同友会はじめ経済界の方々と専門部会と連携を取りながらやっていくのも、新たな取り組みとしてやっていかなければならないと思うので、こちらについては事務局や専門部会等々で協議をさせていただきたいと思います。
 - ➡市としては、差別解消法などの研修で合理的配慮のこととか今までは市の職員向けにやってきたのだが、今年からはそれを外に広げて一般の方や事業所向けでやっていこうと周知をしているところ。予定としては10月12日に公会堂で開催する。その中で来年度の差別解消法の合理的配慮が義務になったこと、そして実際に就労者と接する時にどういったことに気を付ければよいのかといった内容も含めていこうと思っている。
- ・一般企業の合理的配慮の話は、「そういう勉強をしたいと思うのだけれど協力してもらえませんか」と市の方に問い合わせがかかって来ないのが寂しい。こちらからどんどんアプローチして欲しい。のんびり構えているとすぐに半年過ぎてしまうので、すぐに着手した方がよいのでは。
 - ➡合理的配慮について昨年度、商工会議所の会報にも載せさせてもらって周知を図ったが、具体的な意見は聞いていない。そこを課題として認識して考えていきたい。

こども支援専門部会

事前意見なし会場での意見

- ・こども支援部会の内容だが、本日ここに学校の教頭先生もみえているので、連携という意味で不登校とかつながるシートなどに対して学校としてどのくらいの取り組みをされているのか、学校の状況を聞く機会があまりないので教えていただきたい。

➡豊橋特別支援学校

- ・当校は肢体不自由児の特別支援学校。まずつながるシートだが、この取り組みが始まった頃は事業所とこういうのが始まったと話があったが、最近はあまり聞かれていない。学校の連絡帳で保護者とやり取りしており、これを(事業所に)見てもらっても構わないと保護者との共通理解を基に学校の連絡帳を活用することで代わりになっている。不登校については家庭の環境で出て来られないというケースはあるが、ココエールと連携を取って対応している。重度で学校に来られない生徒で、訪問で対応しているケースもあり。

➡くすのき特別支援学校

- ・状況は(豊橋特別支援学校と)同じようなことで、事業所とは連絡帳を共有することで連携を図っている。不登校については、関係諸機関と連携をとって解決しているケースがあったり、支援事業所で通学等のお手伝いをいただいて解決しているケースもある。

➡豊橋聾学校

- ・つながるシートは先生たちはみな知っている。ただ他の学校と同じように連絡帳を(事業所も)見てよいことになっていて、それが代わりになっている。不登校児については、豊橋市外の子供たちも来ているので、それぞれの各市の相談窓口を利用すると、スクールカウンセラーに来ていただくなどの取り組みをしている。ただ、すぐ解決するわけではないので、どんな機関があるのか探している状況である。

➡豊川特別支援学校

- ・各校でお話いただいた通りで、連絡帳で共有している。不登校児については、ほとんどの子供たちに相談支援員が付いていて、ココエールも交えてケース会議等を行いながら総合支援をやっていく形となっている。カウンセラーやワーカーにも相談に入ってもらってということもある。

- ・強度行動障害のために不登校になっている例はないのか。

➡各校

- ・ない。

- ・ここでお尋ねする問題かわからないが、不登校の問題。放課後等デイサービスの利用について、市によって対応が違う。豊川市や田原市だと不登校でも放デイが使えるが、豊

橋では窓口で「それはダメ」と門前払いを食わされたケースがあった。発達の問題を抱えたお子さんで学校へ行けない。教育委員会で開いているほっとプラザも利用できない。もう少し間口を広げて(放デイなども)利用できるようにすべきではないか。

➡不登校の方の放デイの利用については、完全にダメというわけではなくケースバイケースで対応している。ただ、そのお子さんが放デイに行っているからいいだろうとなりかねないこともあるので、慎重に考えていきたい。

- ・放デイを勘違いしていないか。放デイというのは療育するところ。預かるところではない。放課後等デイサービスを使うということは、この人が療育をしないと後々社会に行けないということで我々はわざわざ判断をしている。そのことをわかって欲しいと思う。

➡市としてどうしていくか、対応を考えていく。

(不登校児の放デイ利用を認められない)理由として挙げられるのは、保護者が療育のためとしてではなく、ただ行くところがないから預かって欲しいというケースもあるので、適切に対応をしていきたい。

- ・つながるシートの件だが、今は特別支援学校の話が出ていたが、一般校の特別支援学級に通われているお子さんはどうするのという話が完全に抜けていた。教育委員会の話も聞いてみたいが、今までやってきたことをきちんと丁寧に繋げていくというところが無い。なのでこの話を繰り返していると思うのだがどう考えているのか。
- ・障害児のことだけを考えるのではなく、子供全体の中で障害のある子も豊橋の子として考えていきたいと思います。そこがちゃんと横断的になっていけばよい。教育委員会にも入っていただかないと、不登校の話は特別支援校だけの話ではなく、一般校の中でも特別支援級に通っているお子さんもいると思う。教育委員会の考えも重要になってくるのできちんと聞くべきではないか。そうなる横のつながりが重要になってくる。各部署の得意なことを掘り下げていくことも重要だが、市の中で横串でやっていく場所を考えたり、そこに我々協議会がどうコミットメントしていけるのかを考えてほしい。

その他

- ・どこでこの議論をすればと思うのだが、サービスの総量規制の件。この先ニーズが高まれば総量規制を解除する可能性はあると言われた記憶があるが、その状況をどのようにモニターしていくのか。各部会なのか、全体会なのかなど議論されているのか。

➡この後の議題で出てくる障害者福祉基本計画、実施計画の進捗状況の実施計画の中で、市が推定値を出してそれを基に規制を解除するか検討していきたい。ただこの通知を出したのが今回初なので、まだ具体的にどの場で検討するかは出せていない状態。例外規制のところ例として生活介護で障害の重い方を対象とする場合は適用しないとなっているが、障害児の方も同じようにするかということも合わせて皆様のご意見を伺いたいと思っている。

- ・これだけたくさんの方が発言するのであれば、音響の対応をもう少し考えてスムーズにキャッチボールできる体制を整えておいて欲しい

3 医療的ケア児者移動支援事業の実施状況について

資料3参照

(障害福祉課 加藤氏より説明)

【意見等】

事前意見なし会場での意見

- ・対象者のところで、自身での医療的ケアの対応が不可能な方とある。基本的には障害福祉サービスを利用してもらうが、それでも難しい方を限定対象にしているという理解でいいか。また利用の上限支給量が10時間/月だが、どうやって配備されたのか。現在、国の報酬改定検討チームで各種議論が進んでいるが、訪問系の議論をされている時に医療的ケア児者に対する支援体制の充実がかなり議論の話題になっていた。制度的に充実されたときに豊橋市として今後この事業の充実をどう図っていくのか、ビジョンがあるかどうか。国の動向を見ながら考えていくのか。

➡原則としては、障害サービスを利用していただく。それが難しい場合には医療的ケア児者移動支援事業になる。上限支給量の算定は難しいところであった。医療的ケアを持っている方は健康面等難しいところがある。通院等介助では医療的ケアができず、病院まで行ってそこで待機して帰ってくる、そこに時間がかかる。時間に制限をつけなければ預ければいいということにもなりかねない。安全性の部分も考えてまずは10時間とさせていただいた。実際にどれぐらいの利用があって、どんなニーズがあるか、時間が足りないなど意見が出てくるなら時間数の変更も検討していこうと考えている。医療的ケアに関する検討会やコーディネーター会でも、豊橋市には医療的ケア児者の家族の方がレスパイトできる施設がなかなかないので他市に頼っているという話があがっており、そこが課題だと考えている。今後の医療的ケア児者の支援体制の充実に向けて考えていこうと考えている。

- ・豊橋市として課題感を持たれていることが理解できた、そこが重要である。現状がどうかだけでなく、今後どうしていくかという前提をしっかりと共有しないと議論ができない。
 - ➡利用者数はまだ少ないが、支援が必要だと思ったときに使えるという体制を整えておくことが大切だと考えている。

4 障害者施設における一般就労への移行状況について（令和4年度実績）

資料4参照

(障害福祉課 野々村氏より説明)

【意見等】

事前意見

- ・福祉施設から一般就労への移行者数が横ばいの状態について。就労支援専門部会の報告にもあったとおり、移行支援事業所の利用者減のためであると記載されていたが、それだけが問題ではないと考える。
- ・資料 5-11、第 7 期のサービス見込量（案）で就労継続支援 B 型に着目すると、平成 29 年の 34 事業所から令和 5 年度には 58 事業所に増えて、総量規制がかかっている。受け皿が多くなれば、働ける可能性も大きくなる。この現状をどう考えるか。
 - ➡就労継続支援 B 型については、事業所数と就職者数が比例しているとは一概には言えない状況である。平成 30 年度の事業所数は 35 事業所で就職者数は 29 名であるが、令和 4 年度は事業所 52 と増えているが、就職者数は 15 名と半減している。単純に受け入れ先が増えるということだけではなく、支援力がある事業所が減っているということが就職者数につながるのではないかと考えている。就職者数が増えていくために重要なのは、受入先の事業所数が単純に増える事だけではなく、事業所の支援の質が向上し、支援力のある良い事業所が増えていくことであると考えます。

会場での意見

- ・支援力は当然大事だと思う。この資料 4 の『4 調査結果 (1) 令和 4 年度実績 ア障害福祉サービスごとの就職者数』を見ると、就労移行支援では 41%しか移行していない。これを半分と考えると 1 つの事業所で約 10 人が移行しているが、移行していないところは全くしていないという二極化が進んでいる。同様に『イ障害種別ごとの就職者数』は圧倒的に精神の方の移行が多いことを鑑みると、支援力というよりも障害特性がこの結果にかなり影響していることが窺える。精神の方がどのぐらいの割合で利用されているのかが移行率に反映してくる可能性があるのも、ざっくり支援力というよりも具体的に障害特性に合わせた受け皿作りなどを丁寧に検討していただけると、更に移行支援が進むのではないかと思う。
- ・データをどう分析するのか、ステレオタイプ的に評価するよりも各事業所が本来の事業種別をきちんと適正に運用していることによって変化が生まれたのであれば、それはそれで肯定的な評価だと思う。そうではなく経営を前提として事業種別を入れ換えていることであれば本質的な問題があるかと思う。同じ中核市同士でほかの町と豊橋市の特徴的な課題は何か、愛知県下全体と豊橋市とで捕獲すると何か特徴的な課題があるのかというところまで分析が進められると、今後の具体的な計画に落とし込んでいく問題の抽出がうまくいくと思う。そこまで落とし込んで検討されるといいのではないか。
- ・障害がある方の就労の支援をしているが、最近の特徴としてすごく意欲のある中高年の方だけど働くのはとても厳しい、若者で働ける力はあるそうだが意欲がないという傾向がある。雇用率等いろいろ言われているが、相談される方でもなかなか就労はできない。雇用率が上がるなかで働きたいという人をどんどん支援していきたいと思う。小・中学

校からの支援が重要になってくると思うので、特別支援級の先生たちがいろんなところでの連携を取って働ける障害のある方をきちんと育てるという目的がないとあまり上手くいかないと思っており、今後の課題となっていくと思う。

5 障害者福祉基本計画・障害者（児）福祉実施計画の進捗状況について

（障害福祉課 野々村氏より説明）

【意見等】

事前意見

- ・この計画に高齢障害者、外国人障害者への支援についてどのくらい掲載される予定か。
 - ➡高齢者や外国人に特化した事業についてはないが、年齢や国籍にかかわらず障害のある方が安心して暮らせるため必要な支援を実施していきたいと考えている。
- ・資料 5-4 『(2) 現行計画の取組内容の評価について』【Ⅱ 社会参加を支援するまちづくり】1- (2) 障害児の成長や家庭を支援する保育活動等の充実の「療育施設等利用時の交流保育の継続実施」が A 評価となっている、その内容を教えていただきたい。また他市のように療育施設任せでの交流保育の実施も考えられるか。
 - ➡（保育課）療育施設である高山学園と公立保育園の牛川東保育園の両園で定期的に交流をしているため、A 判定とさせていただいた。療育施設任せの交流保育という意味がわからないが、両園で交流等の調整をして一緒にやっている感じである。
- ・資料 5-5、『3 障害者等を対象としたアンケート調査を踏まえた課題について (2) 障害者福祉基本計画に考慮が必要な課題の抽出 エ.障害者教育の振興等に関すること』に「障害者（児）が必要な支援を受けられるように保健、医療、福祉等の連携強化が必要です。」とある。切れ目ない支援を考えるのであれば当然必要なことであるが、現状でも情報共有の面で多忙となっている。ひとりの子どもに対し保健、医療、福祉等情報共有を始めとした連携がどうなっているか教えて頂きたい。
 - ➡保育所等訪問や日頃の情報共有により福祉、教育が連携し集団生活を過ごすことができるように関わっている。また保険分野や医療分野から児童通所支援を紹介されることも多く、サービス導入後も困難ケース等についてはお互いに状況を知りながら、より良い支援体制が取れるように連携を強化している。
- ・資料 5-7、『Ⅲ安全・安心に暮らせる地域づくり 1 自立した生活の支援・意思決定支援の促進 (1) 相談支援体制の充実 ・発達障害にかかる相談体制の充実』に「児童発達支援センターで、発達に心配のある保護者が気軽に相談できる体制を整えます。」とあるが、現行の相談支援事業所の相談と違うことも想定されているか。
- ・資料 5-10、『1 障害児支援の提供体制の整備等 (2) 第3期計画の目標値の設定 ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置』で中核的な支援機関の中身としては、保護者の障害児に対する関わり方の相談、ペアレントトレーニ

ングや対応方法を学ぶ場の提供ということで現状としてはよいのか。

➡国が示している4つの機能を実施していくと想定している。その機能を果たすために各児童発達支援センターのほうでどの程度のことが可能かどうか、意見をいただきながらやっていきたいと考えている。

・資料5-8、施設入所者の地域生活移行計画について、実施施設の今後の展開に不安を感じる。

➡今回の指針では削減数がかかなり大きくなっている。削減が困難な場合もあると思うが、地域生活移行を進め定員縮小を検討している事業所もあるので、基本指針どおり成果目標を設定していきたいと考えている。

会場での意見

・サービス見込み量と総量規制のことで意見を述べたい。先日、東三河南部圏域4市の基幹センターと行政の会議で総量規制のことも話題にあがった。田原市では福祉サービスを豊橋市に依存している方が多く、具体的にどんな影響とは言えないが必ず影響が出てくると伺っている。今後、総量規制を解除する際には豊橋市だけのことではなく近隣市町村の方の意見もいただき、総量規制のあり方を考えていただけたらと思う。

・資料5-6、基本計画の大きなテーマをどのように決めたのか。近年、障害のある方たちに対する権利侵害が深刻な状況である。そうした権利擁護や尊厳を守っていくということを大きなテーマとして位置づけて、盛り込んでいただきたい。豊橋市民の権利を守り安心して暮らしていけるような街づくりをしていくために、とりわけ障害福祉の分野でこういった方向性をまとめるという意味合いが入ってくるといいと思う。療育という言葉が昨今は発達支援という言葉に置き換わりつつあるが、用語の使いかたに対して一定のポリシーを持っているのであればいいが、豊橋市としてどのような意図をもって療育、もしくは発達支援という言葉を使っていく予定か。形に残っていくので興味を持っている。

『基本目標Ⅱ社会参加しやすい仕組みづくり 基本施策3文化芸術活動・スポーツ等振興』で「①パラアスリートとの交流事業の実施」という新規事業があるが、誰向けなのか。障害をお持ちの方でスポーツに関われる方たちに向けてなのか、共生社会であればそこだけに限定する話ではない気がする。

『基本目標Ⅱ社会参加しやすい仕組みづくり 基本施策4行政等における配慮の充実』で「②選挙情報の提供方法の充実と投票所の整備」とある。公職選挙法に関係するかもしれないが、投票するという行為に対してサポートが必要な方でも付き添いができない。本人の投票権をどう行使するのかについてはもう議論しなければいけないと思う。投票所の整備の話に入っていくのなら、もう少し踏み込んで考えてほしいと思う。

資料5-5、アンケートの回収率が悪く5割をきっている。分析する必要があるのではないかと思う。いろんな方たちの思いをしっかりとキャッチをして、計画に位置付けていこう

と思った時にしっかり応えていただいているが、多くの方たちの声を拾えるような準備が不足していたのではないか。計画は3年に1回、もしくは6年に1回必ずやっていくことなので、この際しっかり分析しないと豊橋市民の意向を拾えない。ここは力をいれて確認してほしい。

- ・事前質問の交流保育について。児童発達支援センターは豊橋に3か所あり、児童発達支援のガイドラインでは交流するようになっているが、なかなか保育園との交流ができない。他市では市が先導していろいろな保育園と交流をしているので、豊橋市ではそうした考えはないのか。

➡現状としては公立だけがやっている。

- ・医療と、福祉と、学校の連携に対して、なかなかうまくいかないのが正直なところである。発達障害に関して言うと、保育所等訪問事業があるが、保育園や学校はあまり歓迎していないところがある。そういう事業があることを豊橋市として宣伝すべきだと思う。教育委員会の方がこの会議に参加すべきだと思う。そういう事業がどのように行われているかがあまり周知されていないので、乗り込んで行った時に結構ですという話になることが結構ある。子どもを見るということ言えば、いろんな方たちがいろんな目で見ていく必要がある。是非、豊橋市から宣伝してほしいと思う。

➡豊橋市も学校教育課も連携して子ども支援専門部会でこの話題は出ており、メインの担当も重々承知はしている。各学校で担任レベルまでの周知は難しく、機会を見て周知をしていきたいと思う。

- ・連携の話というところで、実際に誰がやるのかというところをはっきり決めないとできないのではないか。医療的ケア児者の移動支援の話も、要望を出してその要望が通ったからここに上がっている。実際に今度の計画でも、6年後にはメンバーが変わって誰がここに残っているかわからない。この時期に作ってしまえば、結果は関係ないというところが感じられ、このことを危惧している。自立支援協議会は平成18年から始まったが、第1回から参加しているのはさざなみの杉本氏と私（豊障連の山下氏）しかいない。当時約束したこともだんだん消えていったり、そういうなかでもう1回継続されるために今この時期にやらなければいけないことは誰がやるのかをこの会議でもっと議論してほしい。もっとざっくばらんに思ったことを全員が発言するような会議にならないと豊橋市は良くなる。皆さんに意見を言っていただき、いい会議にしたい。重層的支援体制の話も介護保険を参考にするのはいいが、横の繋がりなどは自分たちでやっていかなければいけないと思う。

- ・資料5-3、スケジュールを見てほしい。次の全体会は2月になる。2月には障害者福祉基本計画も障害者（児）福祉実施計画もできてあがっている状況である。資料1の組織図を見ると、豊橋市では個別課題検討会のひとつとして『障害者・障害福祉計画策定検討

会』を立ち上げている、つまりこの検討会で案を作っただき全体会で報告されないとおかしいと思う。報告がされたうえで、皆さん方のご意見が最終的に我々の総意として、障害福祉基本計画策定会議の幹事会にきちんと文書で上がっていく、この手続きをしっかりと踏まえていかないと、いくらここで意見を言われたとしてもあがっていくルートがないので、同じ繰り返しをしてしまう。個人的な意見になってしまうが、自立支援協議会で障害者・障害福祉計画策定検討会を起こしていただいたのであれば、その検討会の報告でどんな案を作ったのかをあげていただき、それが最終的に今日の資料の 5-9 の成果目標になっていくと思う。今日の全体会で我々が何を議論するか、ここの何ページのここをこう変えてくれということ議論していかない限り、いくらここで議論してもそれはどこにも残っていかない。是非、運営会議でしっかり揉んでいただき、やった感だけでなく実効性のある計画を作っただきたい。全体会が終わって障害者・障害福祉計画策定検討会に是非あげていただきたいのが、何人かの委員の方の発言にもあったが、総量規制について私も話を重ねていきたいと思う。総量規制に関して、自立支援協議会で一度も議論なく決まったということはかなり大きな案件だったと思う。今回の障害者総合支援法、障害者への自立支援協議会が立ち上がった一番の大きな理由は、障害者のことを本人抜きで決めないでほしいという全国民の総意でこの制度ができている。つまり障害当事者の方たちの生活の根底をなすサービス量を自立支援協議会で、もまれることなく決定されたという事実に関して何らかの形で足跡を残しておく必要があるのではないか。これがどういった必要性があって、どういったことでこうなったのか、今後第7期にあたって障害の方たちの生活の基盤でなる量が決まっていくので、サービスの事業所、サービスの量が決まるなかで、いったい総量規制をどのような手続きで、どのようなルートで今後変えていくのか。この手続きのルートを何らかの形で決めてから総量規制をかけないと、総量規制をしたあとに戻すかどうかは検討する、とはどこで検討するのかという話になる。今回の成果目標でどこに書かれるかわからないが、基本計画でもサービス量の指標についてもどういった理屈で今回の総量規制かけたのかという文言を1行でもいいので入れていただくといいかと思う。

➡検討していく。

他にご意見、ご質問があれば障害福祉課までお願いします。

【その他】

特になし

○次回開催予定 第3回全体会 令和6年2月29日(木) 13:30~15:00